

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
が翌日、
の翌日)

◇ 示 看護の給付を行なう場合の看護料支給基準

目 次

- 保存血液の購入価格
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 土地配分計画の作成
- 家畜伝染病予防法による炭そ予防注射の実施
- 土地改良事業の認可
- ” ” ”
- ” ” ”
- ” ” ”
- ” ” ”
- 土地区画整理事業計画の変更の認可
- ” ” ”
- ” ” ”
- 昭和四十一年六月鳥取県告示第三百六号の一部改正

告 示

鳥取県告示第九十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第十条及び船員保険法（昭和十四年

法律第七十三号）第二十八条の規定による看護の給付を行なう場合の看護料支給基準を次のように定め、昭和四十四年四月一日から施行し、昭和四十三年四月鳥取県告示第二百八十七号（健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基準について）は、廃止する。

昭和四十四年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

看護料支給基準

看護の給付対象者	一日当たりの看護料
一 コレラ患者、痘瘡患者、発疹チフス患者及びベスト患者	看護婦 二、二〇〇円 准看護婦 一、七七〇円 看護補助者 一
二 一に掲げる患者以外の法定伝染病患者、急性灰白髄炎患者、開放性結核患者、結核病棟に収容された非開放性結核患者及び精神病患者	一、七六〇円 一、四二〇円 一、二四〇円
三 一及び二に掲げる患者以外の患者	一、四七〇円 一、一八〇円 一、〇三〇円

備考

- 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。
- 医師が療養上徹夜看護を必要と認めるときは、一日当たり看護料の額に二割五分の額を加算することができる。
- この基準は、最高額を示したもので、看護料金がこの支給基準の範囲内であるときは、現に要した費用の額とする。

鳥取県告示第九十七号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第七十七号）に基づく保険医及び保険薬剤師の使用医薬品

のうち、保存血液の購入価格を次のように定め、昭和四十四年四月一日から適用し、昭和三十八年十月鳥取県告示第五百三十八号（保存血液の購入価格について）は、昭和四十四年三月三十一日限り廃止する。

昭和四十四年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保存血液購入価格 二〇〇〇〇 一、五五〇円

(注) この購入価格は、最高価格を示したもので、この価格未満の場合は現に要した価格の範囲内とする。

鳥取県告示第九十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十四年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日	採 用 点 数 表
サンマリタン 耳鼻咽喉科	米子市久米町 三三二	耳鼻咽喉科、 気管食道科	坂口 幸雄	昭和四十四年 三月二十三日	乙表点数表
米子病院	米子市日原三 四八	精神科、内科、 神経科	松本 久	二、二十八日	甲表点数表

鳥取県告示第九十九号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に

基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土 地	区 分	地区名	所 在 地			団 体	摘 要
			郡市	町村	大字		
(山守外二 真野原)			東伯	関金	明高	□ 予定売渡 数面 積	
						平 方 メ ー ト ル	
						二	用途 道 路

鳥取県告示第二百号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、炭そ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して、注射を受けることを命ずる。

昭和四十四年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 牛の炭そ予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分娩前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 炭そ第二予防液皮内注射

実施期日 実施区域 実施場所

三月二十八日 西伯郡日吉津村 日吉津検診場

海川

富吉
今吉

鳥取県告示第二百一十号

関金町長から申請のあつた町営土地改良(山口船ヶ谷地区農道橋整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二二号

溝口町長から申請のあつた町営土地改良(栃原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三三号

東伯郡東伯町大字徳万五百五十八番地の一東伯町農業協同組合組合長吉田常吉から申請のあつた農業協同組合が行なう土地改良(市倉地区農地造成及び農道整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月二十二日認可したので、同法第九十五条第四項の

規定により告示する。

昭和四十四年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百四号

北条川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(田井地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月二十二日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十四年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第五十五条第九項の規定に基づき、鳥取都市計画鳥取火災復興土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第十項において準用する同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

鳥取都市計画鳥取火災復興土地区画整理事業

二 事務所所在地

鳥取市尚徳町百十六番地

三 事業計画の認可の年月日

昭和二十七年五月二十八日

四 変更認可の年月日

昭和四十四年三月二十八日

鳥取県告示第二百六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第九項の規定に基づき、境港市計画下の川土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第十項において準用する同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

境港市計画下の川土地区画整理事業

二 事務所の所在地

境港市上道町千七百三番地

三 事業計画の認可の年月日

昭和三十六年七月二十六日

四 変更認可の年月日

昭和四十四年三月二十八日

鳥取県告示第二百七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第九項の規定に基づき、米子都市計画富士見土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第十項において準用する同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

米子都市計画富士見土地区画整理事業

二 事務所の所在地

米子市富士見町五番地

三 事業計画の認可の年月日

昭和三十七年七月三十日

四 変更認可の年月日

昭和四十四年三月二十八日

鳥取県告示第二百八号

昭和四十一年六月鳥取県告示第三百六号（鳥取県指定代理金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年四月一日から施行する。

昭和四十四年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社鳥取銀行河原支店

頭郡のうち河原町」を「株式会社鳥取銀行河原支店

大字河原

八頭郡河原町大字河原

八頭郡河原町

八頭郡河原町

八